

平成19年 7 月25日

**新潟県後期高齢者医療広域連合議会  
7 月定例会会議録**

新潟県後期高齢者医療広域連合議会

新潟県後期高齢者医療広域連合議会 7月定例会  
平成19年 7月25日

---

◎ 議 事 日 程 第1号

平成19年 7月25日（水曜日）午後 2時30分開議

- 第1 議長の選挙について
- 第2 発議第1号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について
- 第3 議席の指定について
- 第4 会議録署名議員の指名について
- 第5 副議長の選挙について
- 第6 会期の決定について
- 第7 発議第2号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の制定について
- 第8 発議第3号 専決処分事項の指定について
- 第9 議案第1号 副広域連合長の選任について
- 第10 議案第2号 専決処分について
  - 専決処分第1号 新潟県後期高齢者医療広域連合の休日  
を定める条例
  - 議案第3号 専決処分について
    - 専決処分第2号 新潟県後期高齢者医療広域連合公告式  
条例
    - 議案第4号 専決処分について
      - 専決処分第3号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会の  
定例会条例
      - 議案第5号 専決処分について
        - 専決処分第4号 新潟県後期高齢者医療広域連合公平委  
員会設置条例
        - 議案第6号 専決処分について
          - 専決処分第5号 新潟県後期高齢者医療広域連合事務局  
設置条例
          - 議案第7号 専決処分について
            - 専決処分第6号 新潟県後期高齢者医療広域連合行政手  
続条例

- 議案第8号 専決処分について  
専決処分第7号 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例
- 議案第9号 専決処分について  
専決処分第8号 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例
- 議案第10号 専決処分について  
専決処分第9号 新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例
- 議案第11号 専決処分について  
専決処分第10号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員定数条例
- 議案第12号 専決処分について  
専決処分第11号 新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 議案第13号 専決処分について  
専決処分第12号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- 議案第14号 専決処分について  
専決処分第13号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
- 議案第15号 専決処分について  
専決処分第14号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例
- 議案第16号 専決処分について  
専決処分第15号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
- 議案第17号 専決処分について  
専決処分第16号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- 議案第18号 専決処分について  
専決処分第17号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例
- 議案第19号 専決処分について  
専決処分第18号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

- 議案第20号 専決処分について  
専決処分第19号 新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例
- 議案第21号 専決処分について  
専決処分第20号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例
- 議案第22号 専決処分について  
専決処分第21号 新潟県後期高齢者医療広域連合の財政状況の作成及び公表に関する条例
- 議案第23号 専決処分について  
専決処分第22号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
- 議案第24号 専決処分について  
専決処分第23号 新潟県後期高齢者医療広域連合長期継続契約とする契約を定める条例
- 議案第25号 専決処分について  
専決処分第24号 新潟県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例
- 議案第26号 専決処分について  
専決処分第25号 新潟県後期高齢者医療広域連合の指定金融機関の指定
- 議案第27号 専決処分について  
専決処分第26号 平成18年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算
- 議案第28号 専決処分について  
専決処分第27号 平成19年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算
- 第11 議案第29号 平成19年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 第12 議案第30号 新潟県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定について
- 第13 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 第14 議案第31号 公平委員会委員の選任について
- 第15 議案第32号 監査委員の選任について

◎本日の会議に付した事件	ページ
日程第1 議長の選挙について	9
日程第2 発議第1号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について	10
日程第3 議席の指定について	24
日程第4 会議録署名議員の指名について	24
日程第5 副議長の選挙について	24
日程第6 会期の決定について	25
日程第7 発議第2号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の制定について	27
日程第8 発議第3号 専決処分事項の指定について	27
日程第9 議案第1号 副広域連合長の選任について	30
日程第10 議案第2号から第28号まで	31
議案第2号 専決処分について	
専決処分第1号 新潟県後期高齢者医療広域連合の休日定める条例	新
議案第3号 専決処分について	
専決処分第2号 新潟県後期高齢者医療広域連合公告式条例	新
議案第4号 専決処分について	
専決処分第3号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会の定例会条例	新
議案第5号 専決処分について	
専決処分第4号 新潟県後期高齢者医療広域連合公平委員会設置条例	新
議案第6号 専決処分について	
専決処分第5号 新潟県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例	新
議案第7号 専決処分について	
専決処分第6号 新潟県後期高齢者医療広域連合行政手続条例	新
議案第8号 専決処分について	
専決処分第7号 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例	新
議案第9号 専決処分について	
専決処分第8号 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・	新

- 個人情報保護審査会条例
- 議案第10号 専決処分について  
専決処分第9号 新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例
- 議案第11号 専決処分について  
専決処分第10号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員定数条例
- 議案第12号 専決処分について  
専決処分第11号 新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 議案第13号 専決処分について  
専決処分第12号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- 議案第14号 専決処分について  
専決処分第13号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
- 議案第15号 専決処分について  
専決処分第14号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例
- 議案第16号 専決処分について  
専決処分第15号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
- 議案第17号 専決処分について  
専決処分第16号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- 議案第18号 専決処分について  
専決処分第17号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例
- 議案第19号 専決処分について  
専決処分第18号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- 議案第20号 専決処分について  
専決処分第19号 新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例
- 議案第21号 専決処分について  
専決処分第20号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅

	費に関する条例	
議案第22号	専決処分について	
	専決処分第21号	新潟県後期高齢者医療広域連合の財政状況の作成及び公表に関する条例
議案第23号	専決処分について	
	専決処分第22号	新潟県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
議案第24号	専決処分について	
	専決処分第23号	新潟県後期高齢者医療広域連合長期継続契約とする契約を定める条例
議案第25号	専決処分について	
	専決処分第24号	新潟県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例
議案第26号	専決処分について	
	専決処分第25号	新潟県後期高齢者医療広域連合の指定金融機関の指定
議案第27号	専決処分について	
	専決処分第26号	平成18年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算
議案第28号	専決処分について	
	専決処分第27号	平成19年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算
日程第11	議案第29号	平成19年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について・・・・・・・・・・ 31
日程第12	議案第30号	新潟県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定について・・・・・・・・・・ 31
日程第13		選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について・・・・・・・・ 45
日程第14	議案第31号	公平委員会委員の選任について・・・・・・・・・・ 46
日程第15	議案第32号	監査委員の選任について・・・・・・・・・・ 46
(追加日程)	議案第33号	監査委員の選任について・・・・・・・・・・ 48
(追加日程)	議案第34号	新潟県市町村総合事務組合への加入について・・・・ 49

◎出席議員 (34人)

松原 藤 衛	高野 正義	山岸 行 則
村上 幸 一	二階堂 馨	中山 俊 雄

関	龍	雄	太	田	祐	子	八	木	庄	英
岩	倉	幸	金	子	正	子	五	嵐	健	一
丸	山	與	土	田	春	夫	根	岸	勇	雄
岡	部	直	森	島	守	人	和	田	英	夫
松	井	恒	高	松	春	雄	石	橋	勝	夫
吉	田	昭	山	口	周	一	中	野	勝	正
関		照	佐	藤	守	正	大	口		武
長	世	憲	近	馬	良	平	山	田	恒	良
川	崎	健	相		充	兵	田	宮	保	治
本	保	信								
		勝								

---

◎欠席議員（1人）

持 田 繁 義

---

◎説明のため出席した者

広域連合長	篠	田	昭
副広域連合長	渡	邊	廣
事務局長	池	上	忠
総務課長	鈴	木	昇
業務課長	残	間	寛
総務係長	佐	久	間
企画係長	金	澤	克
医療給付係長	箕	輪	隆
保険料賦課係長	鈴	木	寧
電算システム係長	本	間	修

---

◎職務のため出席した者

議会事務局長	池	田	伸	一
議会事務局員	五	井	篤	也
議会事務局員	米	山	健	雄

---

午後 2 時30分開議

◎**議会事務局長（池田伸一）** 本日は、広域連合設立後、初めての議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、中山俊雄議員が年長の議員でございますので、御紹介申し上げます。

〔臨時議長 議長席に着席〕

○**臨時議長（中山俊雄）** ただいま、御紹介いただきました中山でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。各位の御協力をよろしくお願いいたします。

---

○**臨時議長（中山俊雄）** ただ今の出席議員は34名であり、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより、平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合議会 7月定例会を開会いたします。

---

○**臨時議長（中山俊雄）** 直ちに本日の会議を開きます。

---

○**臨時議長（中山俊雄）** お諮りいたします。議事の進行につきましては、新潟県後期高齢者医療広域連合議会会議規則等が制定されておきませんが、本議会に議員提出議案で提案される新潟県後期高齢者医療広域連合議会会議規則等に準じて進行いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**臨時議長（中山俊雄）** 御異議なしと認めます。よって、議事の進行につきましては、新潟県後期高齢者医療広域連合議会会議規則等に準じて行います。

○**臨時議長（中山俊雄）** この際、議事の進行上仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいま御着席のとおり指定いたします。

○**臨時議長（中山俊雄）** なお、広域連合事務局及び報道関係者から写真撮影等の申し出がありましたため、臨時議長においてこれを許可いたしましたので、

御了承願います。

---

#### △日程第1 議長の選挙について

○臨時議長（中山俊雄） 日程第1、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選により決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中山俊雄） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法については、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中山俊雄） 御異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決しました。

議長に松原藤衛議員を指名いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中山俊雄） 御異議なしと認めます。よって、松原藤衛議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました松原議員に対し、当選の告知をいたします。

なお、議長に当選されました松原議員のごあいさつがあります。

〔松原藤衛議員 登壇〕

◆松原藤衛 ただいま、議長に御選任をいただきました松原でございます。一言就任のごあいさつを述べさせていただきます。

まず初めに、この16日に新潟県中越沖地震が発生いたし、当地方におかれましては、甚大な被害が発生いたしており、並びにお亡くなりになられました方々に心からご冥福を申し上げる次第でございます。加えてけがをなされた方、あるいは住宅など大きな被害をお受けになられましたたくさんの皆様方に、心よりお見舞いを申し上げさせていただきますと思えます。

また、被災されました方々に対しましては、一日も早く元の生活にお戻りに

なられますことを、御祈念を申し上げる次第でございます。

さて、今ほど議員各位から御推挙を賜り、新潟県後期高齢者医療広域連合議会の議長という要職に就かせていただくことになりましたが、まことに光栄なことであり、その任務の重大さを痛感するとともに、身の引き締まる思いでございます。

来年度からの後期高齢者医療制度の円滑な実施のために、広域連合議会が住民の負託にこたえることができますように、円滑な議会運営に誠心誠意努めてまいり所存でございます。

議員各位並びに理事者の皆様方の格段の御協力と御理解を賜りますようお願いを申し上げ、就任のごあいさつとさせていただきます。

誠にありがとうございました。(拍手)

---

○臨時議長(中山俊雄) 以上をもって、臨時議長の職務は終了いたしました。

御協力まことにありがとうございました。それでは、松原議長と交代いたします。

[臨時議長退席・議長、議長席に着席]

○議長(松原藤衛) 臨時議長と交代いたしました。

---

△日程第2 発議第1号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について

○議長(松原藤衛) 日程第2、発議第1号新潟県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定についてを議題といたします。

---

発議第1号

新潟県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について  
新潟県後期高齢者医療広域連合議会会議規則を次のとおり定める。

平成19年7月25日提出

提出者	新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員	中山俊雄
賛成者	〃	松井恒雄
〃	〃	本保信勝

## 発議第1号別紙

### 新潟県後期高齢者医療広域連合議会会議規則

#### 目次

##### 第1章 会議

第1節 総則（第1条—第13条）

第2節 議案及び動議（第14条—第19条）

第3節 議事日程（第20条—第24条）

第4節 選挙（第25条—第33条）

第5節 議事（第34条—第40条）

第6節 秘密会（第41条・第42条）

第7節 発言（第43条—第59条）

第8節 表決（第60条—第70条）

第9節 会議録（第71条—第75条）

第2章 請願（第76条—第79条）

第3章 辞職及び資格の決定（第80条—第83条）

第4章 規律（第84条—第92条）

第5章 懲罰（第93条—第97条）

第6章 議員の派遣（第98条）

第7章 補則（第99条）

#### 附則

##### 第1章 会議

###### 第1節 総則

（参集）

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

（欠席の届出）

第2条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

（宿所又は連絡所の届出）

第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

（議席）

第4条 議員の議席は、新潟県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月27日新潟県知事市町村第1401号許可）第8条の規定による選挙後最初の会議において、議長が定める。

2 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って議席

を変更することができる。

3 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期)

第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第7条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第8条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第9条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

3 会議の開始は、口頭又は号鈴で報ずる。

(休会)

第10条 新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第11条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第12条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の

退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所（別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所）に、文書又は口頭をもって行う。

## 第2節 議案及び動議

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては3人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に3人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の2の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては3人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決の順序)

第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

## 第3節 議事日程

(日程の作成及び配布)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第22条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。

#### 第4節 選挙

(選挙の宣告)

第25条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第26条 選挙を行う際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第28条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票用紙を備付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに、投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第32条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第33条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

#### 第5節 議事

(議題の宣告)

第34条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第36条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑)

第37条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑を行う。

2 提出者の説明は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

(討論及び表決)

第38条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第39条 議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

(議事の継続)

第40条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

#### 第6節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第41条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第42条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

#### 第7節 発言

(発言の許可等)

第43条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。

ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の通告及び順序)

第44条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行及び一身上の弁明等については、この限りでない。

2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が決める。

4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第45条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、起立して「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。

3 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先に起立したと認める者から指名する。

(討論の方法)

第46条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第47条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第48条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできない。

(質疑の回数)

第49条 質疑は、同一議員につき同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第50条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第51条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第52条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第53条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第54条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第55条 議員は、広域連合の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問等)

第56条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 前項の同意については、議長は、討論を用いなくて会議に諮らなければならない。

3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第57条 質問については、第49条(質疑の回数)及び第53条(質疑又は討論の終結)の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第58条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言を訂正することができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第59条 広域連合長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

## 第8節 表決

(表決問題の宣告)

第60条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在議員)

第61条 表決の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第62条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第63条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第64条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第65条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を

否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第66条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第67条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(表決の訂正)

第68条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第69条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第70条 同一の議題について議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

#### 第9節 会議録

(会議録の記載事項)

第71条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 会議に付した事件

- (10) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
  - (11) 選挙の経過
  - (12) 議事の経過
  - (13) 記名投票における賛否の氏名
  - (14) その他議長又は議会において必要と認めた事項
- 2 議事は、録音したテープ等の反訳によって記録する。  
(会議録の配布)

第72条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。  
(会議録に掲載しない事項)

第73条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第58条（発言の取消し又は訂正）の規定により取り消した発言は、掲載しない。  
(会議録署名議員)

第74条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。  
(会議録の保存年限)

第75条 会議録の保存年限は、永年とする。

## 第2章 請願

(請願書の記載事項等)

第76条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

4 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第77条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものは請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第78条 議長は、議会の採択した請願で、広域連合長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を

請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第79条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

### 第3章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第80条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を決定する。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第81条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について、準用する。

(資格決定の要求)

第82条 法第127条第1項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて、議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

(決定書の交付)

第83条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

### 第4章 規律

(品位の尊重)

第84条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第85条 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第86条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第87条 議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。

(禁煙)

第88条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞紙等の閲読禁止)

第89条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(資料等印刷物の配布許可)

第90条 議場において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(許可のない登壇の禁止)

第91条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第92条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。

## 第5章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第93条 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第42条(秘密の保持)第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(戒告又は陳謝の方法)

第94条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第95条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第96条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議に出席したときは、議長は、直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第97条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

## 第6章 議員の派遣

(議員の派遣)

第98条 法第100条第12項の規定により議員を派遣しようとする場合は、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第7章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第99条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

○議長（松原藤衛） 提出者の説明を求めます。中山俊雄議員。

〔中山俊雄議員 登壇〕

◆中山俊雄 発議第1号、新潟県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について、説明させていただきます。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会会議規則につきましては、地方自治法第120条の規定に基づき、会議の運営に関する手続き及び議会内部の規律等を定めようとするものであります。

内容につきましては、市町村の議会会議規則の準則とほぼ同じ内容となっております。若干、それぞれの市町村によって条項が前後する場合はあるかと思いますが、標準的な内容となるよう提案させていただいております。

案文につきましては、お手元に配付いたしておりますので、朗読を省略させていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（松原藤衛） お諮りいたします。本件については、質疑、討論を省略し、ただちに採決をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松原藤衛） 御異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、ただちに採決することに決しました。

これより、発議第1号を採決いたします。本件は、原案のとおり決すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松原藤衛）** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

△日程第3 議席の指定について

**○議長（松原藤衛）** 日程第3、議席の指定を行います。

お諮りいたします。議席は、お手元に配付いたしました議席表のとおり指定したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松原藤衛）** 御異議なしと認めます。よって、議席は議席表のとおり指定いたします。

---

△日程第4 会議録署名議員の指名

**○議長（松原藤衛）** 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、議長において高野正義議員及び高松春雄議員を指名いたします。

---

△日程第5 副議長の選挙について

**○議長（松原藤衛）** 日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選により決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松原藤衛）** 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法については、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにい

たしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松原藤衛） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

副議長に石橋勝栄議員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松原藤衛） 御異議なしと認めます。よって、石橋勝栄議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました石橋議員に対し、当選の告知をいたします。

なお、副議長に当選されました石橋議員のごあいさつがあります。

〔石橋勝栄議員 登壇〕

◆石橋勝栄 ただいま副議長に推薦いただきました石橋でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

私は、もとより微力者でございますが、職務の重要性にかんがみ全力を挙げ、議長を補佐し、円滑なる議会運営と後期医療制度の発展のために全力をつくしたいと思っているところであります。

議員の皆様並びに理事者の皆様の御指導、御支援をお願い申し上げたいと思います。一言簡単でございますが、お願い申し上げましてごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。（拍手）

---

△日程第6 会期の決定について

○議長（松原藤衛） 日程第6、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松原藤衛） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

---

○議長（松原藤衛） この際、広域連合長より発言を求められておりますので、これを許します。篠田広域連合長。

〔篠田昭広域連合長 登壇〕

◎広域連合長（篠田昭） 新潟県後期高齢者医療広域連合設立後の最初の議会となりますので、私から一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

初めに、この度の新潟県中越沖地震では上中越地方を中心に甚大な被害が生じておりますが、亡くなられた方々のご冥福を心からお祈りを申し上げますとともに、被災されたすべての方々、そして今も避難所生活を余儀なくされている皆様方に対して心からお見舞いを申し上げます。また、被災された方々が一刻も早く生活再建できますようご祈念申し上げますとともに、県内自治体一丸となって早期の復旧を目指して努力をしていく必要があると思っております。また、風評被害も相当なものになっておりますので、この風評被害、これを抑止するためにも県内一丸となる必要があると思っております。

本日は、広域連合議会 7 月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中にもかかわらず、御出席を賜りまして、ありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

皆様におかれましては、過日、関係市町村議会におきまして選挙をされ、それぞれの議会の代表として当選をしてくられた方々でございます。皆様をお迎えしまして、広域連合議会 7 月定例会が開催できますことを心より喜んでいる次第でございます。

議員の皆様におかれましては、これから本広域連合の事業の推進につきまして、何分の御尽力を賜りたいと思っております。

微力ながら、私も渾身の努力を傾注いたしまして、全県における後期高齢者医療制度の円滑なる推進に努めてまいりたいと思っております。

本県の後期高齢者医療制度に係るこれまでの経緯につきまして、若干申し上げたいと思います。昨年 6 月に公布された健康保険法等の一部を改正する法律により、現行の老人保健法が平成 20 年 4 月 1 日から高齢者の医療の確保に関する法律に改められ、75 歳以上の後期高齢者等を対象とした後期高齢者医療制度が新たに創設されることとなります。

この制度の運営を円滑に行うために、本県のすべての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が本年 3 月 1 日に設置されました。

皆様におかれましては御承知のこととは存じますが、今回の医療制度改革は超高齢社会を展望した、かつてない大きな制度改革であり、老人医療費を中心に国民医療費が増大する中、高齢者の医療に対する将来の不安を取り除くとともに、高齢者と高齢者を支える現役世代との負担の明確化を図りながら、いか

に効率的かつ円滑な運営を図っていくかが広域連合に課せられた重要な使命であると認識しております。

平成20年度の新制度の施行に向けて取り組まなければならない課題は山積しており、今後国の動向によって厳しいスケジュールが続くことが予想されますことから、議員の皆様方にはより一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

今定例会に提出しております議案は、人事案件のほか、専決処分の報告、条例案、予算案等、重要な議案ばかりでありますので、何卒十分な御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。今定例会招集のごあいさつとさせていただきます。

どうか、よろしくようお願い申し上げます。

---

△日程第7 発議第2号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の制定について

△日程第8 発議第3号 専決処分事項の指定について

**○議長（松原藤衛）** 次に日程第7、発議第2号新潟県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の制定について及び日程第8、発議第3号専決処分事項の指定についての2件を一括議題といたします。

発議第2号

新潟県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の制定について  
新潟県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例を次のとおり定める。

平成19年7月25日提出

提出者	新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員	中山俊雄
賛成者	〃	松井恒雄
〃	〃	本保信勝

発議第2号別紙

新潟県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例  
(設置)

第1条 新潟県後期高齢者医療広域連合議会に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第138条第2項の規定に基づき、事務局を

置く。

(職員)

第2条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

2 事務局職員の定数は、新潟県後期高齢者医療広域連合職員定数条例(平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第10号)の定めるところによる。

3 事務局職員の給与、身分等の取扱いに関しては、新潟県後期高齢者医療広域連合の一般職の職員の例による。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

### 発議第3号

専決処分事項の指定について

新潟県後期高齢者医療広域連合長において専決処分することができるものとして指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第180条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成19年7月25日提出

提出者	新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員	中山俊雄
賛成者	〃	松井恒雄
〃	〃	本保信勝

### 発議第3号別紙

専決処分事項の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第180条第1項の規定により、新潟県後期高齢者医療広域連合長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

記

法律上新潟県後期高齢者医療広域連合の義務に属する1件150万円以下の損害賠償の額を決定すること及びこれに伴う和解に関すること。

---

○議長(松原藤衛) 提出者の説明を求めます。中山俊雄議員。

[中山俊雄議員 登壇]

◆**中山俊雄** 発議第2号、新潟県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の制定について、及び発議第3号、専決処分事項の指定についての2件を、一括して説明させていただきます。

まず、新潟県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例につきましては、地方自治法第138条の規定に基づき、議会事務局を設置するための条例を制定するものであります。

次に、専決処分事項の指定につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する軽易な事項のうち、広域連合長において専決処分できる事項を指定しようとするものでございます。中身につきましては、法律上広域連合の義務に属する1件150万円以下の損害賠償の額を決定すること及びこれに伴う和解に関することに限り指定するものであります。

なお、今後この指定事項を広域連合長が専決処分した場合には、広域連合長はこれを議会に報告しなければならないものでありますので、念のため申し添えます。

なお、これら2件の案文につきましては、お手元に配付いたしておりますので、朗読を省略させていただきます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○**議長（松原藤衛）** これより、発議第2号及び第3号の2件を一括して質疑・討論に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（松原藤衛）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（松原藤衛）** 討論なしと認めます。

これより、発議第2号及び第3号の2件を一括して採決いたします。本件はいずれも原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（松原藤衛）** 御異議なしと認めます。よって、本件はいずれも原案のとおり可決されました。

○**議長（松原藤衛）** ここで、関係条例等を告示いたしますので、しばらく休憩いたします。

午後 2 時 53 分 休 憩

---

午後 3 時 5 分 開 議

○議長（松原藤衛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

△日程第 9 議案第 1 号 副広域連合長の選任について

○議長（松原藤衛） 日程第 9、議案第 1 号副広域連合長の選任についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。篠田広域連合長。

〔篠田昭広域連合長 登壇〕

◎広域連合長（篠田昭） 議案第 1 号、副広域連合長の選任について、説明を申し上げます。

副広域連合長につきましては、広域連合規約第 11 条及び第 12 条第 4 項の規定に基づきまして、

北蒲原郡聖籠町大字次第浜 1682 番地 2

渡邊廣吉氏

を選任したいというものであります。

よろしく御同意をお願いいたします。

○議長（松原藤衛） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松原藤衛） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松原藤衛） 討論なしと認めます。

○議長（松原藤衛） これより、議案第 1 号、副広域連合長の選任についてを

採決いたします。

本件については、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（松原藤衛）** 起立全員。よって、本件についてはこれに同意することに決しました。

[渡邊廣吉副広域連合長 入場・着席]

**○議長（松原藤衛）** この際、渡邊副広域連合長より発言を求められておりますので、これを許します。渡邊副広域連合長。

[渡邊廣吉副広域連合長 登壇]

**◎副広域連合長（渡邊廣吉）** 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま副広域連合長の選任につきまして、御同意を賜りました渡邊でございます。

篠田広域連合長を補佐いたしまして、後期高齢者の皆様が安心して医療サービスを受けられるような後期高齢者医療制度の運営を目指して、誠心誠意努めて参りたいと考えております。

どうか、議員の皆様方からは格別の御支持と御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。就任のごあいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。

---

△日程第10 議案第2号から第28号まで

△日程第11 議案第29号 平成19年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

△日程第12 議案第30号 新潟県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定について

**○議長（松原藤衛）** 日程第10、議案第2号から第28号までの専決処分について、日程第11、議案第29号平成19年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、及び日程第12、議案第30号新潟県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定についてを一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。篠田広域連合長。

[篠田昭広域連合長 登壇]

◎**広域連合長（篠田昭）** それでは、本日提案いたしました議案の概要につきまして、説明を申し上げます。

議案第2号から第28号までは、専決処分についてであります。

初めに、議案第2号から第25号までについて、説明を申し上げます。

これらの議案につきましては、平成19年3月1日に本広域連合を設立したことを踏まえ、適切な業務運営を進めるため、設立と同時に制定する必要があった新潟県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例など、合わせて24件の条例を定めるものであります。

次に、議案第26号新潟県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定につきましては、地方自治法施行令第168条第2項等の規定により、広域連合の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる指定金融機関を指定するものであります。

次に、議案第27号平成18年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算につきましては、広域連合設立に伴い、議会がまだ成立していないことから、平成19年3月1日から3月31日までの1カ月間の暫定予算を調製したものであります。歳入歳出それぞれ940万6千円と定めるものであります。

以上、議案第2号から第27号につきましては、平成19年3月1日に専決処分させていただきました。

次に、議案第28号平成19年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算につきましても、会計年度が始まる前に議会が成立していないことから、暫定予算を調製したものであります。歳入歳出それぞれ6億5千万2千円と定めるものであります。

なお、本議案につきましては、平成19年3月30日に専決処分させていただきました。

以上、条例24件、暫定予算2件、その他の議案1件について、よろしく御承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

続きまして、議案第29号平成19年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億1,530万円と定めるものであります。

また、一時借入金の借入れの最高額を1億6,250万円と定めるものであります。

次に、議案第30号、新潟県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定についてであります。地方自治法第202条の規定に基づき、監査等を行う場合の手続きの基本的な事項等について定めるものであります。

私からの説明は、以上で終わります。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

◎議長（松原藤衛） なお、この際、事務局長から本件について補足説明の発言を求められておりますので、これを許します。池上事務局長。

〔池上忠志事務局長 登壇〕

◎事務局長（池上忠志） 議案第2号から第25号まで及び第27号並びに第28号の専決処分についてと、議案第29号について、補足説明をさせていただきます。

なお、議案名の冒頭にあります、新潟県後期高齢者医療広域連合という団体名の読み上げは省略させていただきたいと存じますので、御了承願います。

まず、議案第2号休日を定める条例についてです。広域連合の休日を定めたものでございます。

議案第3号公告式条例についてですが、地方自治法の規定に基づき、条例の公布の手続きなどについて定めたものでございます。

議案第4号議会の定例会条例につきましては、議会定例会の回数を年2回と規定したものでございます。

議案第5号公平委員会設置条例については、公平委員会事務につきましては、新潟県市町村総合事務組合へ共同処理をお願いする事務を進め、その手続きが整ったところでございますが、正式加入できるまでの間、公平委員会を設置するものでございます。

次に、議案第6号事務局設置条例についてです。広域連合長の権限に属する事務を処理するために、事務局を設置することを定めたものでございます。

議案第7号行政手続条例につきましては、行政手続法に基づき、処分、行政指導及び命令等に関する行政上の手続きについて定めたものでございます。

議案第8号情報公開条例から第10号個人情報保護条例につきましては、情報公開の推進、審査会の設置、個人情報の適正な取り扱い等について定めたものでございます。

議案第11号職員定数条例につきましては、広域連合事務局の職員定数を35人と定めたものであります。

議案第12号人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきましては、職員の任免及び職員数、給与、勤務時間、勤務条件等に関する状況の公表に関し、必要な事項を定めたものでございます。

議案第13号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例から第18号職員の育児休業等に関する条例につきましては、地方公務員法等の規定に基づき、職員の分限、懲戒、服務、勤務時間、休暇等に関し、それぞれ必要な事項を定めたものでございます。

議案第19号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例につきましては、新潟県市町村総合事務組合へ共同処理をお願いする事務を進め、その手続きが整ったところでございますが、正式加入できるまでの間、当該条例を制定するものでございます。

議案第20号特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例につきましては、議員、広域連合長その他特別職の報酬及び費用弁償等について定めたものであります。

次に、議案第21号職員等の旅費に関する条例につきましては、職員等の旅費の支給基準等を定めたものでございます。

議案第22号財政状況の作成及び公表に関する条例につきましては、地方自治法の規定に基づき、広域連合の財政状況の作成及び公表に関し、必要な事項を定めたものでございます。

議案第23号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例につきましては、議会議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関し、必要な事項を定めたものでございます。

議案第24号長期継続契約とする契約を定める条例につきましては、複数年の長期に渡り契約する必要がある各種機器の賃貸借又は保守に関する契約について、長期継続契約することに関し、必要な事項を定めたものでございます。

議案第25号財政調整基金条例につきましては、健全な財政運営を図るため、財政調整基金の設置に関し、必要な事項を定めたものでございます。

続きまして、議案第27号から第29号までの予算案3件について説明をさせていただきます。なお金額につきましては、記載のとおりでございますので省略させていただきます。

初めに、議案第27号平成18年度一般会計暫定予算について説明いたします。別冊の予算書、予算に関する説明書という冊子をご覧いただきたいと思っております。途中でピンク色のページが入っていますが、そのページからめくっていただきまして7ページ、8ページになります。歳出の主なものについて説明いたします。

まず、1款総務費でございますが、事務所内の事務機器のネットワーク工事や派遣職員人件費負担金のほか、事務に係る経費などを計上いたしました。

続いて、歳入についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、戻りまして5ページ、6ページになります。1款分担金及び負担金は、本広域連合規約に基づきまして、県内35市町村からの負担金を計上いたしました。

次に、議案第28号平成19年度一般会計暫定予算についてでございます。別冊の青色のページからめくっていただきまして7ページ、8ページです。歳出の

主なものについてご説明いたします。

1 款議会費は、議会の運営に要する経費でございます。

9 ページ、10 ページであります。2 款総務費は、電算システムに要する委託料や賃借料など20年度から始まる新制度へスムーズに移行できるよう、必要な額を計上いたしました。

15 ページ、16 ページになりますが、3 款公債費につきましては、一時借入金利子でございます。

続いて、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、5 ページ、6 ページになります。

1 款分担金及び負担金につきましては、広域連合規約に基づきまして、県内35市町村からの負担金でございます。

最後になりますが、議案第29号平成19年度一般会計予算についてでございます。別冊の水色のページからめくっていただきまして7 ページ、8 ページになります。

歳出の主なものでございますが、1 款議会費は、議会の運営に関する経費でございます。

9 ページ、10 ページになりますが、2 款総務費は、新たな制度を周知するための経費や後期高齢者医療に関わる業務委託料及び電算システムに係る事業費などを計上いたしました。

17 ページ、18 ページになりますが、3 款公債費は一時借入金利子でございます。

続いて、歳入について説明申し上げます。

戻りまして、5 ページ、6 ページです。1 款分担金及び負担金でございますが、広域連合規約に基づきまして、県内の35市町村からの負担金でございます。

2 款繰越金でございますが、前年度の繰越金を計上いたしました。

3 款の諸収入でございますが、電算システム回線を新潟県国保連合会と共有することに伴う負担金を受け入れるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

**○議長（松原藤衛）** 説明は終わりました。

これより、議案第2号から第6号まで及び第8号から第28号までの専決処分についての26件を一括して質疑・討論に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松原藤衛）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松原藤衛） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号から第6号まで及び第8号から第28号までの専決処分についての26件を一括して採決いたします。本件はいずれも原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松原藤衛） 御異議なしと認めます。よって、本件はいずれも原案のとおり承認されました。

○議長（松原藤衛） 次に、議案第7号の専決処分について、質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。大口武議員。

〔大口武議員 登壇〕

◆大口武 通告いたしました、広域連合行政手続条例による保険料の滞納処理についてお伺いいたします。それは、市町村が保険料の滞納に対して、本条例第3章、不利益処分の各条項によって対処することになると思うからであります。

後期高齢者医療制度は、生保の受給者を除く75歳以上の高齢者のすべてが保険料を支払う仕組みであります。今、国民健康保険においても保険料が高すぎて払えない。滞納者が多く、市町村は収納力のアップに四苦八苦しているのが現状ではないでしょうか。そして後期高齢者医療制度では、国保制度と同様に保険料を滞納し、一定期間経過した場合に短期保険証、資格証明書の発行が義務づけられるということでもあります。現在、老人保健制度の対象者は被爆者や障害者あるいは結核などの医療と同様に資格証明書発行の対象とはなっていません。厚生労働省は、後期高齢者医療制度では保険料の徴収と医療の給付が同一主体で行うからなどと理屈をつけて、資格証明書の発行を合理化しておりますが、これは政府の方針変更以外なものでもありません。後期高齢者に適切な医療給付を行うという法の趣旨から、医療給付なしでは生きてはいけない後期高齢者に対し、医療を受けたくても経済的な理由で受けられなくなる恐れがある資格証明書の発行はやめるべきだと私は思っています。

国民健康保険であります。全国保険医団体連合会が今年2月に調べた2005年度の資格証明書の交付を受けた被保険者の受診率がございます。これは30道府県についての受診率を推計したものであります。正規の保険証をもつ一般

被保険者の受診率と資格証明書の交付を受けた被保険者の比較であります。調査結果の一部をお示しいたしますが、青森県では資格証を交付された人は一般被保険者の21分の1しか受診していません。新潟県では、47分の1であります。京都府にいたっては200分の1の受診率であります。保険料を払えない人々が窓口で全額負担を覚悟で外来を訪れるのはよほど我慢が出来なくなっていることだと考えられます。その結果、手遅れ受診などが後を絶たず死亡者まで出ているのが現状であります。

後期高齢者医療制度による保険料の全国平均は7万4,000円程度と言われております。多くの加入者は介護保険料と併せ毎月約1万円が年金から天引きされます。65歳以上の高齢者2万521人の経済状況を面接聴取した民医連の調査結果がございしますが、高齢者本人の月収は10万円未満は4割、女性にいたっては5割ということであります。後期高齢者の場合はもっと少なくなりますし、国民年金では平均月額が5万円にもなっておりません。低年金受給者は応益割について軽減措置がありますが、新たな負担は大変厳しいものになります。滞納に対しては市町村が対処するわけですが、広域連合行政手続条例の条文によって機械的に処理するのではなくて、後期高齢者の生活の状況や気持ちをくんだ丁寧な相談や調査を行って、高齢者の納得の中で対処されますよう連合長から各市町村を指導していただきたいと思っておりますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（松原藤衛） 池上事務局長。

〔池上忠志事務局長 登壇〕

◎事務局長（池上忠志） 大口議員のご質問にお答えいたします。高齢者の医療の確保に関する法律第54条におきまして保険料の滞納者に対し資格証明書の交付が定められてございます。この資格証明書は支払能力がありながら保険料を支払わない被保険者に対し、負担の公平性を図り保険料納入を促すため交付するものであります。

資格証明書の交付に際しては、市町村が納付相談を行い、広域連合が交付対象者を決定いたします。交付に際しましては、議員御指摘のとおり機械的に交付するのではなく、市町村と連携を密にしながら、支払能力及び生活実態等、きめ細かに調査・相談をさせていただき、慎重に対応してまいりたいと考えております。

〔大口武議員 発言の許可を求む〕

○議長（松原藤衛） 大口武議員。

〔大口武議員 登壇〕

◆**大口武** それでは再質問させていただきます。今ほど事務局長からお答えがございましたように、機械的にはしないような流動部分的にそのような御答弁だったと思います。私は連合長にお聞きしたのですが、是非ひとつ連合長から各市町村に指導していただきたい。これが質問の趣旨であります。ここを加入者の中にはお金があっても保険料を滞納すると言われましたが、まさにそうした、いわゆる悪質だと言われる方が被保険者の中におられることも事実であります。高齢者の多くの方々が年金から天引きされるわけですが、高齢者の皆さんには悪気のある方はそれほどいないと思いますし、比較的滞納者が少ないのではないかと私も思っています。しかし、資格証を発行するかどうかというのは、滞納に対する行政の姿勢が大きく左右いたします。厚労省の都道府県別の国保料滞納者数、資格証明書及び短期保険証発行数の推移というデータがございますが、昨年9月1日時点における2006年の都道府県での国保世帯数に対する滞納世帯の割合は全国平均で19%ということであります。最も滞納割合の高い県は大阪府で24.2%、最も低い県では富山県と島根県で9.7%、新潟県は11.4%で低い方であります。また、滞納世帯に対する資格証明書の発行割合は全国平均で7.3%。最も割合が高いのは広島県の17.5%、最も低いのが長野県の0.9%、新潟県は6.6%です。滞納に対する資格証の発行の割合も全国的には全くばらばらですし、国保の状況から見ますと県下でも全部の市町村において全くばらばらで資格証が発行されているのが実態であります。そのような状況でありますから、是非とも連合長から先ほど申し上げましたとおり資格証の発行につきましては慎重に、また機械的な条文通りとならないよう、各市町村に御指導いただきたいと思いますが、再度御答弁いただきたいと思います。

○**議長（松原藤衛）** 篠田広域連合長。

〔篠田昭広域連合長 登壇〕

◎**広域連合長（篠田昭）** 大口議員の再質問にお答えいたします。今ほど池上事務局長も申し上げたとおり、資格証の交付につきましては実態を的確に把握をし、支払能力、生活実態等見極めて的確に対応させていただくようにしたいとともに、このことについて徹底をしてまいります。

○**議長（松原藤衛）** 以上で、通告による質疑は終わりました。

他に、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松原藤衛） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松原藤衛） 討論なしと認めます。

これより、議案第7号専決処分についてを採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松原藤衛） 起立全員。よって、本件は原案のとおり承認されました。

○議長（松原藤衛） 次に、議案第29号平成19年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についての質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。岡部直史議員。

〔岡部直史議員 登壇〕

◆岡部直史 議案第29号の一般会計予算につきまして、事前に通告を3点しておりましたので質問させていただきます。

まず最初に12ページでございますが、電算システム事業に6億9,400万円計上されております。それに関連いたしまして、この委託料について質問させていただきます。この電算システムの内容についてどのような内容なのか、詳しくお尋ねします。各市町村と関係があるのかと思いますが、何月に完成予定なのか。それから、委託先の選定方法についてお伺いします。

2番でございますが、10ページに広報等の予算があがっておりますが、啓発チラシ及び広報チラシ等の製作部数及び予算額、それから配布の時期についてお尋ねいたします。

3番でございますが、2番との関連もございまして広報広聴という関係で、先般12日の勉強会では9月10日から10月9日に住民意見の募集をすると説明されたわけですが、まずこのパブリックコメントについて意見を求める住民の定義についてお尋ねをしたいと思います。それから、パブリックコメントの内容につきましては重要な計画、施策等の立案の際にその案を公表して広く住民から意見を求めるとありますが、その対象となる案件についてはどのようなものをお尋ねいたします。

以上3点でございますが、よろしくお願いたします。

○議長（松原藤衛） 池上事務局長。

〔池上忠志事務局長 登壇〕

◎事務局長（池上忠志） 岡部議員の平成19年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についての質問にお答えします。

はじめに、電算システム事業費等の概要についての説明ですが、システムの内容については、後期高齢者医療制度の被保険者の加入・脱退や被保険者証を管理する資格管理業務、保険料を算定する賦課業務、医療機関への支払いに係る医療給付業務などを行うために導入するシステムでございます。また、これらの業務を行うためには、各市町村との連携が必要となりますので、市町村と広域連合を結ぶ電算ネットワーク機器を併せて配備するものであります。

次に、完成予定については、資格業務に関する一部のシステムは、この秋から稼動を、また市町村との連携も平成20年1月下旬の開始を目指しているところでございます。平成20年4月からの制度開始に向けて、テスト期間を設け、万全な準備に努め、順次、システムの稼動準備を整えていきます。

次に、委託先の選定方法については、競争性と透明性の確保を基本に、指名競争入札又は企画提案方式いわゆるプロポーザル方式により選定を行っております。

続いて、啓発チラシ、広報チラシ等の製作部数等についてであります。

広報については、今年度は制度施行の前年度でありますことから、制度の内容を住民の皆様へ十分に周知することが、円滑に制度をスタートさせるために重要であると考えております。

主な広報としては、各種チラシ作成、制度のしおり小冊子作成、新聞広告、ホームページの開設、ポスターなどの作成を予定しております。

また、構成市町村の広報誌を活用した情報提供や新潟県の広報とも連携した情報提供も行っていく考えであります。

啓発用チラシを約54万部、県内の全世帯を対象としました新聞折込チラシを約80万部、制度の被保険者向け小冊子を約38万部の製作をそれぞれ予定しております。

予算額については、これらの経費に印刷製本費、広告料及び委託料として総額約3,400万円を計上しております。

配布時期につきましては、啓発チラシを6月末に作成し、7月の国民健康保険の保険証更新時の配布、または全戸配布するほか、市町村役場の窓口に備え付けをお願いしています。

今後も最新情報を加えながら、配布物をはじめマスコミなど各種広報媒体を活用し、効果的な情報提供を行っていきたいと考えております。

次に、パブリックコメント手続きについてであります。

ご質問の意見を求める住民の定義についてですが、広域連合の区域内に住所を有する者、事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体など、広く対象としています。

次に、手続きの対象となる案件については、広域計画その他広域連合の基本的政策を定める計画の策定又は改定がまず一つ。それからパブリックコメント手続きが必要であると実施機関が認めるものと要綱に定めております。また一方、対象の適用除外として、法令及び条例に基づき策定をする計画等で、当該法令及び条例に住民等からの意見等の聴取に関する手続きが定められている場合、また緊急性を要し、パブリックコメント手続きを行ういとまがないと認められる場合、あるいは住民等の意見等を考慮することについて実施機関に裁量の余地がないと認められる場合、そして、計画等の策定等の内容が軽微なものである場合。このような場合には、パブリックコメントを行わないことができるものとしております。以上です。

〔岡部直史議員 発言の許可を求む〕

○議長（松原藤衛） 岡部直史議員。

〔岡部直史議員 登壇〕

◆岡部直史 再質問をさせていただきます。まず、1番の電算システムでございしますが、今の答弁にありましたとおり、市町村のネットワークをつくるということでもあります。それで、確か資料では県内30万人以上だと記憶しておりますが、市町村より75歳以上の方の全部の情報を、ここに集中するということでもあります。それともう一つは、委託業者についてお伺いしたいのですが、当然各市町村でもこれは市町村だけではやれなくて委託業者になると。ですから、各市町村の委託の会社と連合の委託の会社とでネットワークをつくるということになるかと思いますが、その際に膨大な個人情報でありますから漏洩ということが危惧されるわけですが、その辺について再度お伺いをしたいというふうに思います。私は阿賀野市でございしますが、各市町村の係では、かなり大変な作業になっていると聞いております。まず1番についてはそのことを再質問いたします。

次に、2番の啓発・広報等でございしますが、今後議会が続くわけですが、私はお願いしたいのですが、こういうことについては口頭で答弁いただきましたけれども、事前に通告しているわけですから、もしできたら資料というようなものを出していただけないかという思いがございしますので、今後考えていただきたいと思っております。それで、これがたぶん54万部の資料だと思うのですが、先

ほどの答弁では7月の時期にこれを配布するということなのですが、はたして35市町村の中で7月にきちんとやっているところが何市町村あるのかお伺いをいたしたいと思います。ちなみに私の阿賀野市ではやっておりません。このチラシはいつ配布するのかということを知りたいのですが、かなり先であります。今朝の阿賀野市の係の説明では、パブリックコメントとの関係があり、パブリックコメントは9月から10月ということですので、その先に配布をするという話でありました。はたしてその啓発チラシをきちんと35市町村で7月にやられているのか、その辺わかりましたらお伺いしたいというふうに思います。

それから3番のパブリックコメントについてでございますが、今お話ししたように、やはり意見を求めるということは事前に住民の皆さん、とりわけ30万人以上の後期高齢者の皆さんにこの内容をきちんと説明されるということが前提だと考えます。説明がなくてあるいは広報が不十分で意見を聞かせてくださいといっても、これは無理な話でございます。その辺についてはどのようにお考えなのかを聞かせていただきたいと思います。なお、これは6日の担当課長会議の資料でありますけれども、連合の広報広聴の基本方針としては住民に情報が確実に届く広報活動と高齢者に配慮した広報の展開をやり、重点広報としては後期高齢者医療制度概要の周知および後期高齢者医療保険料の関係の周知をやり、です。ですから、これを十分にやってから意見をパブリックコメントその他でという形になろうかと私は考えているわけなのですが、その辺を十分にやれるのかということをお伺いしたいと思います。以上です。

**○議長（松原藤衛）** 池上事務局長。

〔池上忠志事務局長 登壇〕

**◎事務局長（池上忠志）** 岡部議員の再質問についてお答えいたします。初めに電算処理に対する個人情報の保護の関係についてのご質問ですが、これにつきましては法例・条例等のもとより、当連合独自でいわゆるセキュリティー対策といえますか、そういったものをつくりまして、それをもってきっちりとした形にしたいと思っております。特に、広域連合と市町村との情報のやり取りになってきますので、市町村側それから広域連合側それぞれのところに、専門用語でファイアウォールと言うらしいですが、防火壁のようなものをイメージいただければ良いと思っておりますが、そういったものをそれぞれ市町村側の入口、広域連合側の入口で設けて情報漏れの無いように努めていきたいと思っております。

それから2点目の啓発チラシの関係ですが、7月中に配布ができたところ、あるいはできる予定のところはどれくらいかといった質問かと思っておりますが、私

どもが把握しているところだと、35市町村のうち27市町村が7月中に配布をしていただけると、そして4市町村が8月、残りは未定の様です。

それから3点目のパブコメの関係で、パブコメを実施するにあたっては、事前に十分に周知が必要だろうということですが、私どもも全くその通りです。確かに厳しい国等の状況、厳しいスケジュールの中ではありますが、制度の周知にきちんと努めていきたいと考えております。

〔岡部直史議員 発言の許可を求む〕

○議長（松原藤衛） 岡部直史議員。

〔岡部直史議員 登壇〕

◆岡部直史 では再々質問をさせていただきます。この啓発、広報広聴、パブリックコメントとの関係でございますが、答弁にありましたように必ずしも35市町村がやられているわけではないと、数的には少ないですが、チラシの配布については遅くなるということでありました。また、今日は来ておられません、先般の勉強会で柏崎の方が私と同様に、こういうやり方で間に合うのかどうかという質問をしたというように記憶しております。今、柏崎が非常に大変な状況の中で、例えば柏崎等については今後を含めて75歳以上の方にこの制度の趣旨が徹底できるのかどうか、私ははっきり言って非常に疑問だというふうに思いますし、先ほど申しました阿賀野市、なぜすぐこのチラシでできないのかと聞きましたら、一つの係の考え方でありませけれども、11月の議会まで具体的にまだ保険料の中身等は決まっていなわけですね。ですから、チラシを入れて市民の方から色々な質問が出た場合に答えられない部分があるんだというようなことで、啓発チラシを今すぐ入れられないという理由で、ある意味で全体的に決まっていなのに、いきなりこういう制度でやりますというのは各市町村においては大変な状況があるのではないかと私は危惧をしているわけでございます。パブリックコメントを否定するわけでありませませんが、ただそれだけでいいのかというのは非常に疑問に思うわけでありませ。それで、再度お尋ねしますが、パブリックコメント以外の県民の意見を聞くようなやり方を、例えば公聴会でありませとか、あるいはまたその他の直接聞くような形をとれないのかどうか、その点について質問をさせていただきます。

なお、広域連合の方で各市町村の広報誌の方に載せてくださいということで依頼がきているそうなんです、それは案によりますと8月から3月まで7回にわたって広報誌に掲載をするということでありませ、これは非常にいいことなのなんです、何回も申しませけれども、パブリックコメントは9月から10月に意見を全部聞いちゃうんだということと、その8月から来年の3月に各広

報誌に連載をするということは矛盾するんじゃないかと私は思うのですが、パブリックコメントだけで十分県民の意見が聞くことができるのかどうか、非常に疑問であります、その辺についてのお考えを再度お尋ねをしたいと思えます。

○議長（松原藤衛） 池上事務局長。  
〔池上忠志事務局長 登壇〕

◎事務局長（池上忠志） 再々質問についてお答えいたしますが、二つあったと思いますが、まず一つはチラシの関係です。私どもの方といたしましては最終的に決まってからお知らせするのではなくて、法案の方でも来年の4月から制度が施行されることが決まっておりますので、決まっているものから順次お知らせしていくというのが事務局としては良いのではと考えております。チラシの配布時期は先ほど申しましたとおりでございます。すべてが7月ないし8月という形ではないのですが、私どもの考え方を再度説明をし、協議して対応していきたいと考えております。

それから二つ目ですが、住民の方々の意見を聞くのは当然パブコメだけではございません。今後はパブコメ以外の形で住民に意見を求めて、良い制度をつくってまいりたいと思っております。現在パブコメは広域計画を対象にしていますが、今後の検討とさせていただきます。

○議長（松原藤衛） 以上で、通告による質疑は終わりました。  
他に、質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松原藤衛） これをもって、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松原藤衛） 討論なしと認めます。  
これより、議案第29号平成19年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてを採決いたします。  
本件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○議長（松原藤衛） 起立多数。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号新潟県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松原藤衛） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松原藤衛） 討論なしと認めます。

これより、議案第30号新潟県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定についてを採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松原藤衛） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

△日程第13 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（松原藤衛） 日程第13、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松原藤衛） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法については、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松原藤衛） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

選挙管理委員会委員には、石田瑞穂氏、齋藤良子氏、原和弘氏、長谷川晃氏。以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました方を、選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松原藤衛）** 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方が選挙管理委員会委員に当選されました。

続きまして、選挙管理委員会委員補充員には、次の方を指名いたします。

第一順位 石丸幸子氏、第二順位 辻敏男氏、第三順位 樋口由美子氏、第四順位 中山武史氏。以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま順位を付して指名いたしました方を、選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松原藤衛）** 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

---

△日程第14 議案第31号 公平委員会委員の選任について

△日程第15 議案第32号 監査委員の選任について

**○議長（松原藤衛）** 日程第14、議案第31号公平委員会委員の選任について

及び日程第15、議案第32号監査委員の選任についての2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。篠田広域連合長。

〔篠田昭広域連合長 登壇〕

**◎広域連合長（篠田昭）** 議案第31号公平委員会委員の選任について、及び議案第32号監査委員の選任についての2件を一括して説明をいたします。

まず、議案第31号公平委員会委員の選任については、本広域連合の公平委員会委員として、

新潟市東区中島1丁目7番2-902号

堀川徹夫氏

新潟市西区四ツ郷屋1784番地

高杉幹夫氏

新潟市中央区東中通一番町201番地 1

勝見洋人氏

を選任したいというものであります。

次に、議案第32号監査委員の選任についてを説明いたします。

監査委員の選任につきましては、広域連合規約第16条の規定に基づきまして、識見を有する者1名を置くこととしております。

識見を有する者につきましては、

新潟市中央区新光町15番地 2

富樫寛氏

を選任したいというものであります。

よろしく御同意をお願いいたします。

**○議長（松原藤衛）** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松原藤衛）** 質疑なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松原藤衛）** 討論なしと認めます。  
これより、議案第31号公平委員会委員の選任についてを順次、採決いたします。  
まず、議案第31号公平委員会委員の選任についてのうち、堀川徹夫氏をこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

**○議長（松原藤衛）** 起立全員。よって、議案第31号のうち、堀川徹夫氏については、これに同意することに決しました。  
次に、同じく高杉幹夫氏をこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

**○議長（松原藤衛）** 起立全員。よって、議案第31号のうち、高杉幹夫氏については、これに同意することに決しました。  
次に、同じく勝見洋人氏をこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○議長（松原藤衛） 起立全員。よって、議案第31号のうち、勝見洋人氏については、これに同意することに決しました。

次に、議案第32号監査委員の選任について、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松原藤衛） 起立全員。よって、本件についてはこれに同意することに決しました。

---

△日程追加 議案第33号 監査委員の選任について

○議長（松原藤衛） ただ今、広域連合長から議案第33号監査委員の選任についてが提出されました。

ここで、本議案を配付いたします。

〔議案の配付〕

○議長（松原藤衛） お諮りいたします。ここで、日程を追加し、本議案を議題といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松原藤衛） 御異議なしと認めます。

よって、議案第33号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

なお、本件は、議員の除斥に該当いたしますので、地方自治法第117条の規定により、八木庄英議員の退場を求めます。

〔八木庄英議員 退場〕

○議長（松原藤衛） 理事者の説明を求めます。篠田広域連合長。

〔篠田昭広域連合長 登壇〕

◎広域連合長（篠田昭） 議案第33号監査委員の選任についてを説明いたします。

監査委員の選任につきましては、広域連合規約第16条の規定に基づきまして、議会議員から選出する者1名を置くこととしております。

議会議員から選出する者につきましては、

見附市椿澤町2749番地 1

八木庄英氏

を選任したいというものであります。

よろしく御同意をお願いいたします。

**○議長（松原藤衛）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松原藤衛）** 質疑なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松原藤衛）** 討論なしと認めます。  
これより、議案第33号監査委員の選任についてを採決いたします。  
本件については、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

**○議長（松原藤衛）** 起立全員。よって、本件についてはこれに同意することに決しました。  
〔八木庄英議員 入場・着席〕

---

△日程追加 議案第34号 新潟県市町村総合事務組合への加入について

**○議長（松原藤衛）** ただ今、広域連合長から議案第34号新潟県市町村総合事務組合への加入についてが提出されました。  
ここで、本議案を配付いたします。  
〔議案の配付〕

**○議長（松原藤衛）** お諮りいたします。ここで、日程を追加し、本議案を議題といたしたいと思っております。  
これに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松原藤衛） 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

理事者の説明を求めます。篠田広域連合長。

〔篠田昭広域連合長 登壇〕

◎広域連合長（篠田昭） 議案第34号新潟県市町村総合事務組合への加入についてを説明いたします。

公平委員会事務及び議会議員その他非常勤職員の公務災害補償事務につきましては、同組合へ共同処理をお願いする手続きを進めておりましたが、先般、その手続きが整ったことから、同組合へ加入するというものであります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（松原藤衛） 説明は終わりました。

これより、議案第34号新潟県市町村総合事務組合への加入についての質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松原藤衛） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松原藤衛） 討論なしと認めます。

これより、議案第34号新潟県市町村総合事務組合への加入についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松原藤衛） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（松原藤衛） 以上をもって、平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合議会7月定例会を終了いたします。

御協力まことにありがとうございました。

---

○議長（松原藤衛） これにて閉会いたします。

午後4時9分 閉 会

---

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議長

松原 舜 衛

新潟県後期高齢者医療広域連合議会臨時議長

中山 復 雄

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

高野 正 義

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

高 松 春 雄